

陸上貨物取扱業におけるその他の用具を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	20~21	被災者は、営業所内にて箱製品の仕分けをしていた。仕分け商品左側に置いた空パレットに積もうと両手で商品を持ち、足を掛けたところプラスチックパレットが割れバランスを崩し右肘から転倒し、強打し負傷した。	65	50~99
1	18~19	当社1階フロアにて出庫商品検品完了後のパレット集約時によろけてしまい、後ろに置いてある別企業様のパレットに躓いてしまい後方へ転倒し、左膝を着いた時に肩を痛めてしまった。	62	300~499
1	14~15	保税地域内にある倉庫の外において荷役作業中、破れ・濡れ等のある商品をパレットに載せる作業中、リフトを使わず手でパレット（110×130、重さ20kg）を移動させる際、手が滑ってパレットが左足の上に落ち、左足甲に当たり亀裂骨折した（安全靴着用）。	43	30~49
2	15~16	倉庫2Fの床上に置かれたパレット上の本の束（重さ5kg程）を両手で持ち上げたところ、腰に激痛が走り立ち上がることが出来なかった。	48	50~99
3	18~19	市場にて集荷作業中、パレットの上に乗り人参の入った箱を右から左へ移動させていたところ、体勢を崩し、パレットからズリ落ちたはずみで右足に力が入ったとき、ふくらはぎに激痛がはしった。	47	50~99
5	10~11	コンテナ荷捌き土場にて、コンテナ内に納められた荷物にロープを掛ける作業中、ロープの掛かり具合を確かめるべく、力を込めてロープを引いたところ、ロープが外れ勢いで転倒し、頭部を強打した。	62	10~29
		1階で入荷検品作業中、2段重ねの枠付きパレットの上段を自力で降ろそうとした		30

5	8～9	が、重量（約50kg）を支え切れずに落下し、床面との間に左手を挟んだ。	27	～ 49
6	9～ 10	当社作業場内にて積み替え作業中、荷物が高く積まれていた為、手前にパレットを敷き作業を行っていた時、誤って足を踏み外し転倒した際、左第五趾を負傷した。 （安全靴を履いて作業を行っていた。）	62	10 ～ 29
6	11～ 12	物流センター内倉庫で商品の荷崩れを直そうとした際、足を踏み外して棚上（高さ約1.6m）から落下し、腰と肘を床に打ちつけ打撲したものである。	30	10 ～ 29
6	20～ 21	自動搬送ローラーのステップを渡ろうとした際、折り畳み式コンテナがステップの脇に置いてあり、それを降りながらかわそうとした。その際、片手で折り畳み式コンテナ、もう片方の手で手摺を持ったところ、折り畳み式コンテナが崩れて、バランスを崩し、右足で折り畳み式コンテナ投入用ラインローラーを踏みつけて捻ってしまい、受傷した。	50	100 ～ 299
7	16～ 17	チルド庫ピック・トゥ・パレット出庫口から出てきた空パレット1枚を、手で引き立てようと持ち上げたとき、手を滑らせパレットが落下し、足先が挟まれてしまった。	39	100 ～ 299
9	16～ 17	倉庫内にてピッキング作業中、パレットの段差で右足を捻り捻挫した。	36	100 ～ 299
10	12～ 13	倉庫内にてピッキング作業中、オリコンで左手小指を突き指し、骨折した。	62	100 ～ 299
10	8～9	倉庫内で朝礼を行う場所へ集まる途中に床にあったエアースーツに足を引っ掛け左手を床についた。その後2時間程作業を続けたが左肘に痛みがあった。病院では過去に左肘に骨折の跡があり、その箇所を痛め、左肘関節捻挫を負ったと診断された。被災者は派遣元へ報告し、その後派遣元より派遣先である当社への報告により発覚した。この災害に現論者はおらず被災者の証言によるものであり事実か否かの確証は無く状況原因は派遣元からの報告に基づき記載した。	46	10 ～ 29

11	22~ 23	構内において、トラックに荷物を積み終え事務所とトイレに行き、車両に戻る時に、作業ホームの階段の所で体のバランスを崩し車両と階段の間に（地面とホームの高さ約105cm位）から転落した。	19	100 ~ 299
11	14~ 15	冷凍庫内で作業中、商品を抱えパレットに移動している際に、抱えている商品で前方が見えずパレットに足が引っ掛かり転倒した。	47	50 ~ 99
12	14~15	1階ケース商品仕分けエリア（C棟）内に於いて作業中、パレットから商品を運ぼうとしたところ、誤ってパレットの角に右足小指をぶつけ、転倒の際に負傷した。	57	50 ~ 99
12	15~16	コンテナ内で荷降ろし作業をしていた際、作業も終盤に入り、ダンボールを2箱持ちコンテナ後部の搬出口の所で、フォークリフトの爪で上げていたパレットにダンボールを置こうとした所、パレットとコンテナとの間にすき間があることに気づかず、その間に転落し、腰部を打撲した。	41	30 ~ 49
12	6~7	宅配ホームでの仕分け作業中、2本並んでいる引き込みローラーの向こう側を仕分けるため、ローラーの上に乗って渡ろうとしたところ、足を滑らせ転倒し、ローラーの縁に右足内側のくるぶしをぶつけてしまったものである。	65	30 ~ 49
12	6~7	クール室内でクールボックスを移動中、右側より動いてきたクールボックスと移動中のクールボックスとの間に右前腕を挟んで、怪我を負った。	52	300 ~ 499
12	16~17	梱包場所にて、パレットに積まれていた梱包前の商材をパレットごと動かそうとした際、近くにあった空のパレットに差してあったハンドリフトを使おうとした。ハンドリフトが抜けなかったため、他の作業者が代わりに抜こうと、被災者にパレットに乗って足で押えてもらっていたとき、ハンドリフトを引いた反動でバランスを崩し転倒した。その際、右手を着いたことにより、今回の傷病に至った。	59	50 ~ 99

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html